

令和8年7月9日

新潟労働局長 黒部 恭志 様

新潟県新潟市中央区新光町6-2

電機連合新潟地方協議会

議長 永井 研

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

新潟県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 20,758 名（本最低賃金の適用労働者数）

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容上記2の最低賃金の改正を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する

労働協約の適用労働者数 6,684 人

新潟県における電気機械器具、20,758 人 $=0.3219 >$ 概ね3分の1以上

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

（最も低い）労働協約の金額＝191,500 円／月額（日額 9,704 円、時間額 1,213.00 円）

現在適用されている法定最低賃金額＝1,005 円／時間

5. 添付書類：

①合意書及び委任状

②電機機械器具製造業の事業所名と雇用労働者数の概数

③賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の適用労働者数及び基幹的労働者数

④賃金の最低額に関する労働協約、協定等の適用労働者数及び労働協約の内容

⑤労働協約、賃金の最低額に関する労使協定等の写し

以上

※添付資料 略

